

笠間市議会建設土木委員会記録

令和5年12月6日 午前9時56分開会

出席委員

委員長	益子康子君
副委員長	畑岡洋二君
委員	内桶克之君
〃	飯田正憲君
〃	石松俊雄君
〃	小藺江一三君
〃	石崎勝三君

欠席委員

なし

出席説明員

上下水道部長	友部邦男君
都市建設部長	関根主税君
水道課長	磯野浩宣君
水道課長補佐	川松信一君
水道課G長	田中英樹君
水道課G長	松下哲也君
水道課G長	中田雄久君
下水道課長	古木滋君
下水道課長補佐	野沢力君
下水道課G長	瀧本新一君
下水道課G長	久保田博和君
下水道課G長	安保信男君
建設課長	田中博君
事業推進室長	高久和一君
建設課長補佐	鬼澤美好君
建設課G長	酒井一典君
建設課G長	中村哲也君
建設課G長	塙隆之君

管 理 課 長	小松崎 宏 君
管 理 課 長 補 佐	鈴木 行 男 君
管 理 課 G 長	田 中 俊 行 君
管 理 課 G 長	仲 野 一 成 君
管 理 課 G 長	郡 司 和 英 君
管 理 課 G 長	友 部 賢 一 君
都 市 計 画 課 長	鶴 田 宏 之 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	大 嶋 信 二 君
都 市 計 画 課 G 長	藤 井 伸 広 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
係 長	神 長 利 久

議 事 日 程

令和 5 年 1 2 月 6 日（水曜日）

午前 9 時 5 6 分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第82号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- ・議案第91号 令和 5 年度笠間市一般会計補正予算（第 5 号）
- ・議案第97号 令和 5 年度笠間市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- ・議案第98号 令和 5 年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）
- ・議案第99号 令和 5 年度笠間市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

(2) その他

午前 9 時 5 6 分開会

○益子委員長 それでは、建設土木委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては建設土木委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設土木委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より堀内次長、神長係長が出席しております。

本日の会議の記録は、神長係長にお願いします。

○益子委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案の審査であります。それでは審査に入ります。

審査は、審査日程表により課別、議案別に行います。

初めに、上下水道部水道課が所管いたします、議案第97号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

水道課長磯野浩宜君。

○磯野水道課長 それでは、議案第97号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

資料につきましては、タブレットの06建設土木委員会、R 5.12.06議案審査、25の資料になります。

主なものについて御説明を申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量につきましては、予算第2条に定めた業務の予定量のうち、項目（4）の主な建設改良事業において、宍戸浄水場整備事業を2億6,802万円減額し、計を7億9,598万円に補正するものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

第8条、継続費につきましては、既に設定しております継続費の年度及び年割額を改めるもので、宍戸浄水場整備事業につきまして、当初、令和3年度から令和5年度までの3か年の継続費を設定しておりましたが、資機材の調達に時間を要することから令和5年度での完了が見込めないため、継続費の設定年度を令和6年度までとし、年割額につきましては、令和5年度を7億9,598万円とし、令和6年度を2億6,802万円に改めるものでございます。

第9条、債務負担行為につきましては、債務負担行為を予算第12条として、債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

1点目としまして、水道薬品購入は、吉岡浄水場で使用する水道薬品を令和6年度当初から購入する必要があることから、令和5年度中に契約事務を進めるため、債務負担行為の期間を令和6年度、限度額を240万円と定めるものでございます。

2点目としまして、水道事業包括業務委託（追加分）につきましては、既に令和4年度から令和8年度までの5年間の債務負担行為を定め、民間事業者と包括委託業務契約を締結しておりますが、令和6年4月より下水道事業関連の排水設備工事に関する業務を追加委託するため、本年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為の期間を令和6年度から令和8年度までとし、限度額を2,851万2,000円と定めるものでございます。

続きまして、補正予算内容につきまして、明細書により御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1 款水道事業収益、2 項営業外収益、2 目他会計補助金 2 万4,000円の増額は、1 節一般会計補助金で、出生による認定予定者が出たため、児童手当補助金を増額するものでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。

支出でございます。

1 款水道事業、1 項営業費用、2 目配水及び給水費550万円の増額は、20節修繕費で、緊急修繕対応分として当初1,000万円の予算措置をしていたところですが、現在までにポンプ修繕等に想定外の費用を費やしたため、今後の突発的な故障が発生した場合に対応する修繕費に不足が生じる可能性がございますので、増額補正するものでございます。

また、5 目総係費84万5,000円の増額は、給与改定により給料及び手当に不足が生じるため、人件費の増額をするものでございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入になります。

1 款資本的収入、1 項 1 目企業債 2 億6,500万円の減額は、宍戸浄水場整備事業において、当初、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年の継続費を設定しておりましたが、資機材の調達に時間を要することから、継続費の設定年度を令和 6 年度までに変更したために、令和 6 年度に繰り延ばす分の企業債額を減額するものでございます。

続きまして、3 項他会計負担金、1 目一般会計負担金572万円の減額は、消火栓設置工事における負担金で、安居工業地域整備事業において道路改良事業が埋蔵文化財調査等により遅延となり、消火栓設置工事の年度内の発注ができなくなったため、消火栓設置工事 4 か所分を減額するものでございます。

15ページを御覧ください。

支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目事務費 6 万8,000円の増額は、給与改定により給料及び手当に不足が生じるため、人件費を増額するものでございます。

2 目施設改良費 3 億454万円の減は、27節工事請負費で、宍戸浄水場更新工事につきまして資機材の調達に時間を要することから、令和 6 年度に繰り延ばす工事費分の 2 億6,802万円を減額するものでございます。また、消火栓設置工事につきましては、安居工業地域整備事業における道路改良工事が埋蔵文化財調査により遅延していることから、消火栓設置工事の年度内発注ができなくなったため、消火栓設置工事 4 か所分の工事費572万円を減額するものでございます。

その他、配水管等整備工事につきましては、こちらも安居工業地域整備事業に関わる道

路改良工事の遅延により配水管布設工事の年度内発注が困難なため、工事費3,080万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 3ページですが、債務負担行為で新たに2件追加になっていまして、水道事業等の包括業務委託の追加分、これについては今まで水道と下水道が共同で民間に発注して、料金体系だと思っておりますが、料金の確認と収納というか、その部分を委託していると思うのですが、今回、排水設備というのが、これは下水道の部分で分かる範囲でお願いしたいのですが、排水設備が追加になるということは、今まで水道の新設部分を業者に委託して、それを見ていたのに加えて排水設備を加えるということなのか、そういう説明をお願いしたいと思います。

○益子委員長 水道課長磯野浩宣君。

○磯野水道課長 現在、水道のほうにつきましては、給水工事のほうの受付とそれらの検査を委託しております。

今回追加するものにつきましては、同じような案件でございまして、排水設備、これは下水道関係の工事になりますけれども、排水設備のほうの申請と検査を同じように包括業務に加えまして、それらの申請受付、検査等を行うということでございます。これらを同時に業者がやるということで、業者のほうの利便性、それから業務の効率化等を図ることとしまして追加するものでございます。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 これは料金の関係ではなく、新設のための検査業務を委託しているのにそこに排水設備を加えるということによろしいですか。

○益子委員長 水道課長磯野浩宣君。

○磯野水道課長 おっしゃるとおりでございます。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 下水道については、例えば水道は入っているけれども、下水道が来たので、下水道だけ新設で申請するという業務も含めて委託業務の中に入るのかということを確認したいと思います。

○益子委員長 磯野浩宣君。

○磯野水道課長 排水設備工事をやる際には必ず申請書を提出すると思っておりますけれども、それらの業務全て委託に含めて受付をするということです。

○益子委員長 ほかにありませんか。

飯田委員。

○飯田正憲委員 安居の道路の件で、埋蔵物があって年内にできないというのがあったよね。道路の完成というのは、いつ頃完成になるの、予定では。

○益子委員長 磯野浩宣君。

○磯野水道課長 令和7年度末と聞いております。

○益子委員長 飯田委員。

○飯田正憲委員 結構、埋蔵物の調査が大変だな、あれは。

○益子委員長 磯野浩宣君。

○磯野水道課長 埋蔵文化財調査につきましては、都市計画課のほうで発注している業務でございます、詳細な内容につきましては分かりませんが、現在進行中ということで、私たちの水道関係の工事がその関係できなくなっているという状況でございます。

○益子委員長 飯田委員。

○飯田正憲委員 去年からやっているのだよな。

○益子委員長 磯野浩宣君。

○磯野水道課長 そうでございます。

○益子委員長 ほかにありませんか。

小菌江委員。

○小菌江一三委員 13ページ、ざっくばらんに、1,000万円の予算で突発事故に対応してきたということで、水道の突発事故というのは何なの。

○益子委員長 水道課長磯野浩宣君。

○磯野水道課長 この修繕費につきましては、主に浄水場から配水するポンプとか、管路の途中にある増圧のポンプ関係でございます、こういったものが急に不具合を起こすということがあります。これらについて早急に修繕しないと水を送ることができなくなる可能性がありますので、そのために修繕費を取っているわけですが、機械や電気関係でございますので、急に不具合が発生するというような状況がございます。それらの対応のために取っているものでございます。

○益子委員長 小菌江委員

○小菌江一三委員 度々故障するの、それとも年数が古いの。

○益子委員長 磯野浩宣君。

○磯野水道課長 年数が古いというのは、まさしくそのとおりでございます、それらを使っていくために、故障したものを修繕しながら、または故障する前に必要な修繕を入れて、長寿命化といいますか、なるべく使えるような状況で運転しているような状況でございます。

○益子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第98号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

水道課長磯野浩宣君。

○磯野水道課長 それでは、議案第98号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

資料につきましては、先ほど上水道事業のほうで説明した資料の次の26になります。

主なものについて御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条につきましては、収益的支出の予定額を補正するものでございます。内訳としまして、支出の第1款工業用水道事業費用中、第1項営業費用を6万3,000円増額し2,646万1,000円とし、工業用水道事業費用計を2,846万6,000円に補正するものでございます。

補正内容につきまして、明細書により御説明申し上げます。

7 ページを御覧ください。

支出の1款工業用水道事業費用、1項営業費用、2目総係費6万3,000円の増額は、給与改定により給料、手当等に不足が生じるため、増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下水道課が所管いたします、議案第99号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

下水道課長古木 滋君。

○古木下水道課長 議案第99号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）の主なものにつきまして御説明申し上げます。

2ページをお開き願います。

第5条、継続費を御覧ください。継続費は、農業集落排水事業市原地区の処理施設更新工事につきまして、契約額の確定及び補助金の追加配分によりまして、総額と年割額を改めるものでございます。総額を2億5,400万円から2億3,100万円に2,300万円減額いたしまして、年割額を令和5年度が1億3,164万1,000円、令和6年度9,935万9,000円に改めるものでございます。

次の3ページをお願いいたします。

第9条、債務負担行為を御覧ください。1行目の汚泥運搬業務委託は、公共下水道事業浄化センターともべ及び浄化センターいわまで処理した汚泥を那珂久慈流域下水道事務所まで運搬いたします業務委託につきまして、限度額を1,290万円と定めるものでございます。

続いて、農業集落排水処理施設汚泥引抜及び運搬及び処分の業務委託につきまして、限度額を3,650万円と定めるものでございます。

続いて、ページを飛ばしていただきまして、15ページの補正予算明細書をお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款下水道事業収益、2項営業外収益、4目1節一般会計補助金は、この後御説明いたします支出予算の増によりまして、一般会計からの補助金を増額するものでございます。

次の16ページをお願いいたします。

続いて、収益的収入及び支出の支出でございます。

1 款下水道事業費用、1 項営業費用、3 目処理場費 5 万円の増は、給料改定による増でございます。

次に、6 目総係費 94 万 4, 000 円の増は、同じく給料改定による増額でございます。

17 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款下水道事業資本的収入、1 項企業債、1 目 1 節下水道事業債 1, 000 万円の増は、この後御説明いたします支出予算の増額によりまして、増となったものでございます。

次に、7 項 1 目国庫補助金 884 万円の減は、国庫補助金の配分が受けられないため、減額するものでございます。

次に、8 項 1 目県補助金 2, 087 万 8, 000 円の増は、市原地区の処理施設の更新工事におきまして、補助金の追加配分が受けられたために増額するものでございます。

続いて、18 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出でございます。

1 款下水道事業資本的支出、1 項建設改良費、1 目污水管路建設費、26 節工事請負費 232 万 1, 000 円は、農業集落排水北川根地区の中継ポンプ、マンホールポンプでございますが、2 か所の水位制御装置の故障によりまして交換する工事費でございます。

次に、3 目処理場建設費でございます。1 節給料、2 節手当等、6 節福利厚生費の増は、給料改定による増でございます。

17 節委託料 579 万 7, 000 円の減は、契約額の確定などにより減額するものでございます。

26 節工事請負費 3, 004 万 1, 000 円の増は、農業集落排水市原地区の処理場更新工事におきまして、国庫補助金の追加配分が受けられたため、工事費を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 17 ページで、国庫補助金が 884 万円、補助金が増えなかったというのは、初めから事業としては補助金を見込んでいたけれども、その金額が来なかったのか、それともその補助の該当外だったのか、そのところは明確に話してください。

○益子委員長 下水道課長古木 滋君。

○古木下水道課長 国庫補助金の配分が頂けなかったもので、市単独事業で実施しております。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 想定した金額が減額になったということによろしいのですか。

○益子委員長 古木 滋君。

○古木下水道課長 様々な補助金がある中で、これだけがつきませんでした。

○益子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時24分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市建設部建設課が所管いたします、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

建設課長田中 博君。

○田中建設課長 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の建設課所管分について御説明申し上げます。

歳入歳出の主な事業や工事内容につきましては、事項別明細書にて御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

15ページをお開き願います。

下段になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう補助金203万1,000円の減額でございます。内容につきましては、友部地区の渋滞対策事業（仮称）鯉淵南友部線に係ります防災・安全交付金計画12から、社会資本整備総合交付金計画25へ計画変更に伴い、交付率が変更したことによるものです。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

38ページをお開き願います。

3行目になります。7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費1,980万円の増額でございます。

初めに、12節委託料770万円の増額でございます。内容につきましては、平町地区大沢保育園前市道（友）1級7号線と、友部第二小学校北側市道（友）1級9号線との交差点及び歩道整備工事に係る測量設計及び用地測量業務委託でございます。

同じく、16節公有財産購入費460万円の増額でございます。さきに説明しました、12節委託料と関連します市道（友）1級7号線と市道（友）1級9号線の交差点及び歩道整備工事に係る用地買収費用でございます。

同じく、18節負担金補助及び交付金200万円の減額でございます。内容につきましては、仁古田地区急傾斜地崩壊対策事業負担金によるもので、事業主体は茨城県（水戸土木事務所河川整備課）、令和5年度の事業費が確定したことによるものです。

同じく、21節補償・補填及び賠償金950万円の増額でございます。内容につきましては、さきに説明しました、市道（友）1級7号線と市道（友）1級9号線の交差点及び歩道整備工事に支障となる電柱移転に必要な費用でございます。

以上が建設課所管分の説明でございます。よろしくお願いたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時28分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、管理課が所管いたします、議案第82号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する

条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

管理課長小松崎 宏君。

○小松崎管理課長 タブレットナンバー10になります。議案第82号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

笠間市営住宅管理条例におきましては、入居者の資格としまして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律によりまして、接近禁止命令及び退去命令の申立者を規定してございます。配偶者暴力防止法の一部改正によりまして、引用する笠間市営住宅管理条例の条項の見直しのため、一部を改正するものでございます。

新旧対照表の5ページをお願いしたいと思います。

改正内容としましては、第5条第1項第1号ク（イ）中の、第10条第1項の次に、又は第10条の2を、第28条の2においての次に、これらの規定を加えるものでございます。

また、附則といたしまして、この条例につきましては、令和6年4月1日から施行するものと定めてございます。

以上で議案第82号の説明を終わります。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

管理課長小松崎 宏君。

○小松崎管理課長 それでは、予算書の9ページを御覧いただきたいと思います。

第3表、債務負担行為補正、1追加でございます。表の5段目以降から次のページの1

段目が管理課所管分でございまして、令和6年4月1日から業務期間に入る必要があり、令和5年度中に契約を完了させる必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、予算書38ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、12節委託料550万円の減につきましては、更新路線の数量減と、笠間市地理情報システムで閲覧ができるようになったため道路台帳平面図の印刷製本を取りやめたことにより、道路台帳委託料を減額するものでございます。

2目道路維持費、12節委託料221万7,000円の増につきましては、笠間地区の街路樹植栽管理の増分でございます。

予算書39ページを御覧いただきたいと思っております。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、10節需用費91万3,000円の増につきましては、岩間駅西口広場におけます修繕が必要な街路灯5基分をLED化するものでございます。

続きまして、予算書40ページをお願いいたします。

5項住宅費、1目住宅管理費、14節工事請負費141万円の増につきましては、市営住宅の空き部屋における修繕でございます。

説明は以上でございます。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市計画課が所管いたします、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第5号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第5号)、都市計画課所管の主なものにつきまして御説明いたします。

歳出でございます。

39ページをお開きください。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費776万9,000円増のうち、当課所管分は、12節委託料、測量設計等委託料580万円の増でございます。内容としましては、かさま歴史交流館井筒屋裏の遊歩道整備につきまして用地取得を進めるため、関係者との交渉に必要な測量設計等の委託料を増額するものでございます。

続きまして、40ページをお開きください。

上段になります。3目公園費302万3,000円の増でございます。12節委託料236万3,000円の増は、笠間芸術の森公園におきまして公園の新たな活用方法の活用性を探るため、水辺広場の水質調査及び公園利活用調査に係る費用等でございます。

続きまして、17節備品購入費66万円の増につきましては、ムラサキパークかさま内の喫煙場におけるパーティション購入に係る費用でございます。

続きまして、5項住宅費、1目住宅管理費77万6,000円増のうち、当課所管分は、12節委託料、公園住宅健康調査等委託料56万1,000円の減でございます。こちらは、計画策定に係る委託料の減額でございます。

最後に、繰越明許費でございます。

予算書をお戻りいただきまして、7ページをお開きください。

上から3段目、4段目、7款土木費、4項都市計画費、笠間稲荷周辺まちづくり拠点整備事業580万円、笠間芸術の森公園機能充実事業200万円は、年度内の完了が見込めないため、繰越しするものでございます。

以上で都市計画所管の議案第91号の説明を終わります。御審議ほどよろしく願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 39ページの委託料580万円の測量設計等の委託ですが、これは井筒屋から山麓公園に抜ける道路のところの全体を、測量をもう一度かけて確定するという作業で

すかね。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 この580万円に関しましては、過年度、設計のほうは一応終わっていますので、今回遊歩道の線形を変更する予定がございまして、その部分に係る設計費用でございます。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 当初からこの計画があつて、井筒屋から日動美術館の下を抜いて山麓公園につながるというルートがあつたと思います。そのルートを一部変更するために測量委託をするという内容で、その変更内容とはどういう内容なのですか。

○益子委員長 鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 以前から一部民間の用地がございまして用地交渉を進めていたのですが、その関係地権者の交渉に一定の進展があつたということで、その部分線形を変更するという形で今進めています。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 一部企業が持っている土地だと思うのですが、その土地が活用できるということで、測量を追加してやるということでいいですかね。

○益子委員長 鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 そうです。そういうことで、今、その準備を進めております。

○益子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よつて、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部退室のため暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で今期定例会において建設土木委員会に付託になりました議案の審査は全て終了いたしました。

御審議いただきました審査の結果については、定例会最終日に報告いたします。

なお、報告書の作成については、委員長及び副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 御異議がありませんので、私と副委員長に一任させていただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、建設土木委員会を閉会いたします。

午前10時40分閉会